第21回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時: 2007年9月18日(火) 10時00分~12時25分

2. 場所:財団法人自動車リサイクル促進センター 第1・第2会議室

3. 委員の現在数:7名

4. 出席者と人数:鬼沢委員、小島委員、酒井委員、辰巳委員、永田委員、

細田委員、米澤委員

以上 7名出席

その他(財)自動車リサイクル促進センター事務局、再資源化支援部 (議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席

- ※ 任期満了に伴い資金管理業務諮問委員会委員全員が新たに任命され たため、審議に先立って委員長の選出を行い、永田委員が選任された。
- 5. 議題: ①平成19年度第1四半期の決算報告について
 - ②平成19年度第1四半期の運用の評価について
 - ③自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能拡充について
 - ④不法投棄等対策支援事業について
 - ⑤資金管理業務規程の変更について

(1)議題①について

平成19年度第1四半期決算報告について資料3-1から資料3-8を使用して事務局から説明。委員から案のとおり了承された。 委員からは以下のような意見があった。

主な質疑・意見

- (注) ◇は委員からの質問・意見 ◆は事務局からの回答
- ◇ 資料3-5資金管理料金特別会計財産目録に銀行普通預金があるが、 銀行を使用するときの基準はあるのか。
- ◆ 基準は特にない。債券を購入するときに資産管理サービス信託銀行 へ送金するが、送金元の口座を一つにするよう依頼されているため、 三井住友銀行の残高が多くなっている。
- ◇ 資料3-5をみると、資金管理料金特別会計にはかなりの普通預金残高があるが、普通預金に置いておいていいのか。

- ◇ これだけの規模の普通預金を置いておくのは効率的ではないのではないか。
- ◆ 資金管理料金特別会計の普通預金の残高については今後徐々に減って いくが、固定の部分は元本確保の短期運用ができないか検討している。
- ◇ 短期運用なのか。再資源化預託金等と同じような債券運用はできないのか。
- ◆ 現状では、資金管理上は短期運用がいいのではと考えている。
- ◇ 安定的にというのが前提だが、運用ができるなら対応していったほうが 良い。使用する銀行の基準も含めて考え方について検討してほしい。
- ◆ 現在検討しているので、次回あたりにご報告したい。
- ◇ 預託台数の減り方は想定通りか。
- ◆ 車検時預託の減少は予算作成時に台数がほぼ分かっていた。新車購入 時預託については自工会の予測を基に想定したが、かなり下ブレして いる。

(2) 議題②について

平成19年度第1四半期再資源化預託金等の運用の評価について、資料4-1及び資料4-2 (添付資料を含む。)を使用して事務局から説明。以下修正のうえ、委員から了承された委員からは以下のような意見があった。

- ◇ 資料4-1の「4. 運用成果の評価の参考2」の「期末における保有債券全体の最終利回り」については新たに記載された事項だが、内容としてはこれで良いと思う。
- ◇ 前回にも指摘したが、資料4-2の証券会社別発注の検証で「発注が偏っている事態は生じていない」とあるが、6.9%と16.9%では偏っていないと言えるのか。
- ◇ 偏りの定義の問題もあるので、特定の証券会社に発注が偏っている事態は生じていないという表現ではなく、突出した証券会社はないということでいいのではないか。
- ◆ そのように修正する。

(3) 議題③について

自動車リサイクルシステムの車両状況照会機能拡充について、資料5 (添付資料を含む。)を使用して事務局から説明。以下修正のうえ、委 員から了承された。 委員からは以下のような意見があった。

- ◇ 資料5の「2.車両状況照会機能の拡充に関する費用と負担方法」(2) 費用の負担方法の初期費用で、「特定再資源化預託金等を原資として実施することとしたい。」とあるが、合同審議会で確認されていることであるなら、「実施する。」と書いておくほうが良い。
- ◆ ご指摘のとおり修正する。
- ◇ 照会機能はできるだけ使い易くないと使ってもらえない。ユーザーの 立場で機能を考えて欲しい。
- ◆ 詳細部分の検討時に配慮する。
- ◇ 説明資料の中の非公開資料は、公開できる範囲の資料として再度作成して公開すること。
- ◆ 「修正後の配付資料(審議を踏まえて修正)」に資料5の別紙3として 公開する。
- ◇ 特定再資源化預託金等を原資とするというのは、政策的に必要である と合同審議会で認められたから、それに従って支出するという考えで いいか。
- ◆ 特定再資源化預託金等の支出については、自動車リサイクル法に規定 されているので、法律に従って認可申請し、認可を得て支出すること になる。
- ◇ 指名競争入札をするとあるが、追加的なシステム開発で入札は可能なのか。
- ◆ 今回の場合、データベースの構築部分については入札は難しいが、ア プリケーション部分についてはある程度新しく機能を大掛かりに追加 するので可能であると考えている。

(4) 議題(4)について

不法投棄等対策支援事業について、資料6-1から資料6-4 (添付資料を含む。)を使用して事務局から報告。委員からの意見に対して以下のとおり説明し、以下修正のうえ、委員から了承された。 委員からは以下のような意見があった。

◇ 資料6-3、6-4にある使用済自動車と解体自動車をどうやって区別するのか。使用済自動車でないと自動車リサイクル法に基づいたデータの展開ができない。できるだけ使用済自動車として処理してもらいたい。

- ◆ 車台番号がわかるものを使用済自動車としている。ご指摘のとおり、 自動車リサイクル法でできるだけ処理したいと考えている。
- ◇ 資料6-3の「2.対象案件としての要件の確認」「2資金出えん要件」の「(1)生活環境保全上の支障」の「投棄者による適正処理は期待できない状況にあり、今後もおそれが解消される見込みがない」という判断が資料6-4にはない。資料6-4にも入れるべき。
- ◆ ご指摘のとおりであり、資料6-4に追加する。

(5) 議題⑤について

資金管理業務規程の変更について、資料7(添付資料を含む。)を使用して事務局から説明。委員から案のとおり了承された。 委員からは以下のような意見があった。

- ◇ 情報公開規程を規則にするというのは、情報公開に消極的になっているのではないか。
- ◆ 従来、統一されていなかった規程、規則等の名称について寄付行為を基にして関連を明確にしたものであり、遵守すべきものとして規程も規則も変わりはないと考えている。ただ、情報公開が重要であることは十分認識しているので、公益法人改革後の認可申請時に、寄付行為を定款に作り替える際に記載し、規程とすることを検討する。

以上